

建設産業の再生と発展のための取組のご案内

北海道開発局事業振興部建設産業課

建設投資の急激かつ大幅な減少等により、我が国の建設産業は過剰供給構造にあり、競争の激化等によりかつてない厳しい状況に直面しています。

地域においては、地域社会を支えてきた建設産業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘されています。また、労働環境の悪化等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える技能・技術の継承が困難となるなど様々な問題が指摘されています。

「建設業経営戦略セミナー」の開催

北海道地方建設産業再生協議会（北海道内の建設産業関係機関で構成、事務局は北海道開発局事業振興部建設産業課）では、財団法人建設業振興基金と共同で、中小・中堅建設企業の皆様を対象とした「建設業経営戦略セミナー」を開催します。

セミナーでは、関係行政機関より建設企業の経営改善・経営革新に役立つ各種公的支援制度を紹介するとともに、経営コンサルタント及び先進的企業をお招きして建設企業の経営戦略実現のために有意義となるお話をいただく予定です。また並行して、別室にて専門家（建設業経営戦略アドバイザー）による無料経営相談会（希望者のみ、要事前予約）を開催します。

併せて会場入口前ロビーにおいて、建設企業の新事業展開について先進的企業の取組事例を紹介する「建設企業の新事業展開展示会」を開催します。

建設企業の新事業展開や企業再編等について関心のある方は、ぜひご参加ください。

*

○日 時 平成23年11月18日(金) 13:00～17:00

○場 所 札幌第1合同庁舎2階講堂
(札幌市北区北8条西2丁目)

しかしながら、建設産業は住宅・社会資本の整備を通じて国民生活や経済活動の基盤構築に貢献し、特に、地域においては経済・雇用を支えるとともに、地域社会の維持（除雪、災害対応等）において極めて重要な役割を果たしています。

こうした状況を踏まえ、建設産業が魅力と活力を回復し、技術力、施工力、経営力に優れた建設企業が活躍・発展できるよう行政として様々な取組や支援を行っています。ここでは、11月に実施する二つの取組についてご案内します。

○プログラム（予定）※変更となる場合があります

12:30 受付開始

13:00 開会、主催者あいさつ

13:05 支援施策説明

(北海道地方建設産業再生協議会)

15:00 基調講演「中小建設業の経営課題と戦略」

藤原コンサルティング 代表 藤原 一夫 氏

国土交通省建設業経営戦略アドバイザー
(南関東ブロック統括マネージャー)
中小企業診断士、1級建築士、
1級建築施工管理技士

15:45 事例紹介

(1) 有機JAS認証彦一にんにくのブランド化戦略

～挑戦と苦闘の6年間と今後の展開に向けて～
グリーンテックス株式会社

代表取締役 佐藤 一彦 氏

(2) 未来を切り拓くわが社の経営戦略

～合併による経営基盤と技術力の強化～
戸沼岩崎建設株式会社

代表取締役社長 戸沼 淳 氏

16:45 建設業法令遵守講習

(北海道開発局)

17:00 閉会



昨年のセミナーの様子

- 定員 100名（先着順）
- 参加費 無料
- 申込方法
 - 北海道開発局ホームページから申込書をダウンロードの上、11月10日(木)までにFAXしてください。
 - http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kensetu/keieishien.html#3
 - FAX送付先：011-738-0235
 - （北海道開発局事業振興部建設産業課）
- 主催 北海道地方建設産業再生協議会
 - 北海道労働局、北海道経済産業局、
 - 北海道開発局、北海道地方環境事務所、
 - 北海道、札幌市、社団法人北海道建設業協会
 - 財団法人建設業振興基金
- 問合せ先 北海道開発局事業振興部建設産業課
 - TEL：011-709-2311（内5895、5893）
 - FAX：011-738-0235

11月は「建設業取引適正化推進月間」

建設業の健全な発達の促進を図るためには、各種支援施策等により経営支援を行うだけではなく、不良・不適格業者を排除し、適正な競争環境や技術力のある優良な企業が活躍できる環境を整備するため、建設業取引の適正化を推進する必要があります。

建設業取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、依然とし

みんなで守る 適正取引



11月1日～11月30日
11月は建設業取引適正化推進月間です

主催 国土交通省、建設省

て建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成23年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を実施し、法令遵守に関する活動を行います。

*

- 期間 毎年11月（11月1日～30日）
- 主な実施内容
 - (1) ポスター等の掲示
 - (2) ホームページ等を通じた広報
 - (3) 建設業者を対象とした講習会の開催
 - (4) 共同立入検査の実施

※ 上記「建設業経営戦略セミナー」においても法令遵守講習を行いますので、ぜひご参加ください。